

J R 東海労働組合関西地「申」第23号
2023年5月2日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 臼井 俊一 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

「関西新幹線サービック新大阪第二事業所第3グループへの業務委託」に関する申入れ

5月8日以降、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が2類から5類に変更される。これに伴い、鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインも見直されている。

関連会社である関西新幹線サービックでは「新型コロナウイルスの感染防止対策等の見直しについて」（文書番号024号）にて、5月8日以降、「飛散防止パネル・膜の撤去」、「手首、テーブル・ドアノブ等の除菌」及び「出勤時の検温」の実施は、5月7日までとする掲示が掲出された。

また、JR東海会社においても乗務員による新幹線車内の除菌作業や出勤時の検温は、5月7日までとする掲示が掲出されている。そのような中、昨年7月1日にJR東海会社から関西新幹線サービック第二事業所に業務委託された旅客設備等の拭き業務いわゆる除菌作業は、5月8日以降必要でなくなると考える。

よって、以下の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催すること。

記

1. JR東海会社から関西新幹線サービック新大阪第二事業所第3グループに業務委託された「旅客設備等の拭き業務」いわゆる除菌作業は、5月8日以降必要でなくなると考える。会社の見解を明らかにすること。
2. 5月8日以降、関西新幹線サービック新大阪第二事業所第3グループの必要性はなくなり、業務委託は解消されるべきと考える。会社の見解を明らかにすること。
3. 関西新幹線サービック新大阪第二事業所第3グループに出向している3名の社員を、早急に元職場である大阪第二運輸所に戻すこと。

以上